

あての木園訪問介護センターのご案内

住み慣れた家で、安心して快適な日々を過ごすことができますように、私たちホームヘルパーがお手伝い致します!(当センターは特別養護老人ホームあての木園に併設しております)

■お問い合わせ・見学のご希望の方は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

☎(0768)26-1910 FAX(0768)26-1751

メール:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

<http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>



社会福祉法人輪島市福祉会 理念: 尊厳・共生・向上

私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

私たちの基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します

訪問介護とは……

住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです

<対象者> 要介護Ⅰ以上の認定を受けた方

<サービスの概要>

■身体介護:

利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービスです

■生活援助:

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです

■事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野2番地
☎(0768)26-1910

■営業日 月曜日から日曜日の毎日

■サービス提供時間 午前8時30分～午後5時30分まで

■通常の事業実施地域 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■苦情受付 : 責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受け付けます

■訪問介護費

※介護保険負担割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

■身体介護が中心		■生活援助が中心	
20分未満の場合	1,670円/回	20分以上45分未満	1,830円/回
20分以上30分未満	2,500円/回	45分以上	2,250円/回
30分以上1時間未満	3,960円/回	■通院等のための乗車又は降車の介助が中心	
1時間以上	5,790円/回	990円/回	
30分を増すごとに	840円加算		

■加算

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

区 分	利用料金
初回加算	2,000円/月
特定事業所加算	20%が加算されます/回
特別地域訪問介護加算	15%が加算されます/回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%が加算されます/回
緊急時訪問介護加算	1,000円/回
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月(3ヶ月)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%が加算されます/月(令和6年3月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%が加算されます/月(令和6年3月31日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%が加算されます/月(令和4年10月1日から)

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護相当サービスとは……

住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

<対象者> 要支援1または要支援2の認定を受けた方

<サービスの概要>

■**身体介護:**

利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービスです。

■**生活援助:**

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

■ **事業所連絡先** 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1910

■ **営業日** 月曜日から日曜日の毎日

■ **サービス提供時間** 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで

■ **通常の事業実施地域** 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ **苦情受付:** 責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受け付けます

■**訪問型サービス費**

※**介護保険負担割合証**に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

訪問型サービス費	提供頻度	料金
訪問型サービス費(Ⅰ)	1週に1回程度	11,760円/月
訪問型サービス費(Ⅱ)	1週に2回程度	23,490円/月
訪問型サービス費(Ⅲ)	1週に2回超え	37,270円/月
訪問型サービス費(Ⅳ)	月4回以下	2,680円/日
訪問型サービス費(Ⅴ)	月5回以上8回以下	2,720円/日
訪問型サービス費(Ⅵ)	月9回以上12回以下	2,870円/日
訪問型サービス費(短時間サービス)	月22回以下	1,670円/日

■**加算**

※**介護保険負担割合証**に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

区 分	利用料金
特別地域加算	15%が加算されます/回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%が加算されます/回
初回加算	2,000円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%が加算されます/月(令和6年3月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%が加算されます/月(令和6年3月31日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%が加算されます/月(令和4年10月1日から)



【個人情報の保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - 入退居等の管理
 - 利用・中止等の管理
 - 会計、経理

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - 審査払い機関へのレセプトの提出
 - 審査払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - 当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
 - 当施設・事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

お問い合わせ先

〒929-2378 輪島市三井町小泉上野2番地

あての木園訪問介護センター

☎(0768)26-1910

